議題2：個人市民税の災害減免について（一宮市提出）

資料2

	市 名	各 市 の 状 況
1	名古屋市	名古屋市の場合、「自己の所有する住宅又は家財について生じた損害金額が資産の価格の3割以上であり、かつ合計所得金額が1,000万円以下」である者が減免対象となる。 損害割合の判定については、実地調査を行い把握した被害状況に基づき行っており、固定資産税課において調査を行った情報の共有もしている。 なお、実地調査が困難な場合については、添付資料であるり災証明書や現地の写真等から損害割合を判断している。
2	豊橋市	取得金額や現在評価額と損害金額を比較して30％以上から減免の対象となるが、損害保険の補てん金額を損害金額から差し引いて判断しています。
3	岡崎市	被害状況から被害割合は以下のように判断しています。※（）内は被害割合 ≪損壊≫ 全壊・流出・埋没・倒壊…住宅（100％）、家財（100％） 半壊…住宅（50％）、家財（50％） 一部破損…住宅（5％）、家財（5％） ≪浸水≫ 床上1.5m～（平屋）…住宅（80％・65％）、家財（100％） 床上1.5m～（二階建以上）…住宅（55％・40％）、家財（85％・70％） 床上1m～1.5m未満（平屋）…住宅（75％・60％）、家財（100％） 床上1m～1.5m未満（二階建以上）…住宅（50％・35％）、家財（85％・70％） 床上50㎝～1m未満（平屋）…住宅（60％・45％）、家財（90％・75％） 床上50㎝～1m未満（二階建以上）…住宅（45％・30％）、家財（70％・55％） 床上50㎝未満（平屋）…住宅（40％・25％）、家財（55％・40％） 床上50㎝未満（二階建以上）…住宅（35％・20％）、家財（40％、25％） 床下…住宅（15％）
4	一宮市	本市提出議題
5	瀬戸市	当市では、「損害金額が、その住宅又は家財の価額の10分の3以上」であるものが減免対象となり、災害別の基準等は特に定めがありません。損害割合については、固定資産税担当課の減免調査結果をもとに判断しています。
6	半田市	規則上は、「減免を受けようとする事由を証明する書類を添付」するとしか記載がなく、具体的な書類名の記載がない。現状は、災害調査書を添付書類としているため、その損害割合で判断している。
7	春日井市	春日井市の場合、災害減免は「自己が所有する住宅又は家財の損害金額（保険金等により補てんされる金額を除く。）が、その価額の3割以上」の者が対象となります。 損害割合の判断は、基本的に減免申請者の自己申告をもとに行っています。減免の申請書に添付する書類として、り災証明書の他に住宅・家財の総価額がわかる書類、住宅・家財の損害金額がわかる書類、保険による補てん金額がわかる書類の提出を求めています。 また、床上浸水の場合は、市民安全課が行う市税減免のための現地調査をもとに判定しています。
8	豊川市	自己の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額（補填される金額を差し引いた残りの金額）が、10分の3以上である市民税の納税義務者で、前年中における合計所得金額が1千万円以下の者が災害減免の対象となる。基本的には、損壊は「半壊」以上、浸水は「床上浸水」以上と要綱で定められている。 本市は、要綱にて被害区分（全壊や一部損壊等）に対する被害割合（％）を定めているので、被災証明に記載のある被害区分より減免対象者に該当するか判定できるようになっている。

市名		各市の状況
9	津島市	規則で定めているほかに要綱、要領等は定めておりませんので、当市も対応に苦慮している状況です。議題にされたような事例が無いため仮定での回答となりますが、申請があった場合、損害部分の分かる写真の添付を求めるほか、調査対象となった物件であればその調査結果を基に減免の可否を判断することになると思います。
10	碧南市	火災や風水害で被災した場合、固定資産税係の担当者と同行し、現場へ赴きます。その際、住宅や家財の被害状況を確認、当事者からの聞き取り等から被害割合を判断します。また保険に加入していた場合、保険会社が出した被害割合を適用することもあります。
11	刈谷市	過去に例はなく、基準を明確に定めていないが、固定資産の減免調査結果を参考に災害損害割合を判断しようと考えています。
12	豊田市	豊田市役所の資産税課が被害調査を実施した案件は、全て損害割合が明記されるため、その情報を確認している。 他市町村発行の被災証明書に損害割合が明記されていない場合は、損害の程度を判断する資料として ①り災証明書　②現場の写真　③災害によって壊れた家財の報告　④納税義務者本人の資産であることがわかるもの(固定資産の課税明細等)の提出をお願いしている。③は特に様式は問わず、手書きの家財道具を羅列したメモでも可。
13	安城市	当市においても損害金額(保険金等除く)がその住宅又は家財の価額の3割以上の場合減免対象となります。当市の場合も明確な基準を定めていないため、貴市同様、固定資産税担当課の減免調査結果を参考にしたいと考えております。
14	西尾市	災害減免については、「西尾市個人市民税減免事務取扱要領」にて定めており、対象者は、震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により、当該者の所有する住宅又は家財について受けた損害額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、かつ、前年中の合計所得金額が1，000万円以下の者としています。 損害額の算出については、要領に詳細がないため、被害にあったときの時価をもととして、個々に損害額を計算することが基本となります。
15	蒲郡市	当市においては損害割合により減免額を計算するが、これが困難な場合は簡易な計算方法により、計算しています。具体的には固定資産税災害減免基準の被害割合の判定基準表別表1住宅家財の部の被害割合を基礎としています。
16	犬山市	損害金額について判断が困難な場合は、火災については消防本部、風水害であれば被害調査班作成の被災状況調査票により判断しています。
17	常滑市	損害額については、本市の判定基準表に基づき算出しています。なお、判定基準表における住宅の被害割合については、固定資産税の減免適用における被害割合を参考にしています。
18	江南市	江南市の災害減免は、「住宅及び家財について生じた損害金額(保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその価額の3割以上」である者が減免対象となります。 固定資産税担当の減免調査結果を参考に判断しています。
19	小牧市	申請者に保険会社等からの損害割合が記載されている書類を添付してもらい判断しています。
20	稲沢市	減免対象の中に「天災その他特別な事情がある者」と規定しているが基準は明確に定めていない。また、減免額については「市長が必要と認める額」としている。今までの事例として、生活保護、所得激減、死亡による減免がほとんどで過去5年をさかのぼっても天災による減免申請はない。 当市においても、今後他市の状況等を踏まえて、基準の設定を検討をしていきたい。

市 名		各　市　の　状　況
21	新城市	新城市でも一宮市と同様固定資産税の係によって現地調査で損害の割合を判断した結果をもとに検討する。
22	東海市	住宅の損害・・・罹災証明書の発行にあたり、固定資産税担当が調査を行うため、損害割合を把握している。 家財の損害・・・調査を行わずに本人の申告に基づき、被災証明書を発行しているため、損害割合は把握していない。 よって、住宅の損害の場合は、固定資産税担当の調査に基づいて減免。 家財の損害の場合は、損害割合が不明のため、本人に家財の品名や取得費等のわかる明細書を作成していただき、減免。
23	大府市	大府市の場合においても、災害減免における対象は、条例で規定されています。通常は減免申請に添付するり災証明により判断していますが、大規模災害などで個別の対応が必要であったり、損害金額の判定が困難である場合は、東海豪雨に伴う減免の取扱いに使用した判定基準を適用しています。その中で被害割合が不明であれば、固定資産税係の所有する被害状況調査表を使用して判断することになると考えています。なお、被災証明は大府市の場合、半壊に至らない損害（小規模損害）について交付していますので減免の対象から外れています。
24	知多市	災害減免は「損害金額が住宅又は家財の価格の10分の3以上」かつ「前年所得が1，000万円以下」である者が減免対象です。地震や火事などの災害の種類毎に減免の取扱いを定めた要綱はありません。 損害割合は、固定資産税の減免調査結果及び被災者の聞き取り並びに現場調査等を行い、総合的に判断します。消防署への調査を行う場合もあります。
25	知立市	提出市と同様、固定資産税の減免調査結果を基に判断する。その他、民間の火災保険等から補償金を受けており、その過程で損失割合の算定が行われていればそれを参考にすることも考えている。
26	尾張旭市	本市では、「損害額が住宅又は家財の価格の10分の3以上」である者が減免対象となると規定しており、被災証明書に損害割合が明記されていない場合は、貴市と同様に、固定資産税担当の減免調査結果を参考に損害割合を判断することを検討しております。
27	高浜市	損害割合については、現地確認及び固定資産税担当の減免調査結果を参考にするなどして総合的に判断いたします。
28	岩倉市	岩倉市では条例規則により損害額10分の3以上の者について災害減免をしておりますが、損害の判断基準について明記していないため、その都度固定資産税担当の減免調査結果に合わせて損害割合を判断しています。
29	豊明市	固定資産税担当の減免調査結果および損害保険の支払関係書類を基に判断しています。
30	日進市	当市では、罹災証明の他に、保険会社から補填された金額も被害金額から引くため、保険会社が作成した被害金額等がわかる書類を求めています。
31	田原市	個人市民税の災害減免については、固定資産税担当の減免調査結果や消防の調査を参考にしています。
32	愛西市	災害が市内の広範囲におよぶ場合を除き、被災日、災害の種類、資産被害率(額)、保険金等により補填された額、前年中の総所得金額を基に減免の判断をしている。台風などの被害において過去の減免実績もなく、各市の状況を参考としていきたい。

市 名		各　市　の　状　況
33	清須市	災害減免は「損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上」である者が対象となります。 火災、水害、風害等のそれぞれに明確な基準は設けていないため、基本的には、固定資産税担当の減免調査結果を参考に損害割合を判断しています。
34	北名古屋市	北名古屋市でも、災害による減免は自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。次項において同じ。)の所有に係る財産について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。次項において同じ。)がその価額の3割以上5割未満の者、5割以上の者といったように割合で判定しているが、その基準は固定資産税担当の減免調査結果の割合で判断している。
35	弥富市	弥富市においても「損害金額が、当該住宅又は家財の価格の10分の3以上」（詳細略）である者が減免対象になります。当市ではこの減免に関して実績がほとんどなく、火災の割合については消防署において確認が可能であるため、消防署の認定割合を基準とします。しかしその他の災害については貴市と同様に基準を明確にしていないため今回の各市の状況を参考にさせていただきたいと思います。
36	みよし市	り災証明書に損害割合が明記されていない場合は、「みよし市税の災害による減免に関する取扱い基準」第2条7により損害額を計算し、損害割合を算出します。（別添参照）
37	あま市	災害減免の適用事例はありますが、罹災証明に損害割合が明記されている事例しかありません。他市の状況を参考にしたいと思います。
38	長久手市	長久手市でも、災害減免は「損害金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上」の者を減免対象と規則で定めています。災害の種類ごとに判断基準を定めてはいないため、どの災害においても上記の基準で判定します。ここ数年では火災による減免申請の事例のみであり、当市も台風などの被害の減免基準を明確に定めていませんが、申請があった場合には、損害割合が記載されている罹災証明書の提出を求めるか、固定資産税の減免基準を参考にすることを考えています。